

「名取市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)における基準案」に関する意見の募集(パブリックコメント)について

乳児等通園支援事業で名取市が定める条例等の基準案について皆様の意見を募集します

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化することを目的とした新しい制度である、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が令和8年度よりスタートする予定です。

名取市の乳児等通園支援事業に関する基準案について

原則、国の基準である内閣府令で示された内容を市の基準としますが、自治体が条例等で定める基準は、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」をもとに、地域の実情に応じて定めることとされております。

■国の基準

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)」

■国が示す「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の定義

従うべき基準	<u>必ず適合しなければならない基準</u> (基準に従う範囲で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容)
参酌すべき基準	<u>十分に参照しなければならない基準</u> (十分に参照した結果であれば地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容)

パブリックコメント 意見募集要領

1. 意見を募集する内容

市で基準を定めなければならない市条例案についてご意見を募集します。

◆名取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(乳児等通園支援事業の「認可」に関する基準)

2. 募集期間

令和7年9月11日(木)～令和7年9月30日(火)

3. 応募資格

市内在住・在勤・在学の方／本件に関係のある個人及び法人その他の団体

4. 応募方法

ご意見・氏名(法人名)・住所(所在地)・連絡先を明記し、下記提出先に電子メールで提出してください。※応募用紙は、市ホームページからダウンロードできます。

電子メール：kodomoshien@city.natori.miyagi.jp

5. 閲覧場所

名取市ホームページ・こども支援課窓口・総務課市政情報コーナー

6. その他

口頭でのご意見は受付できません。いただいたご意見につきましては、ご意見に対する市の考え方をまとめたうえで、個人情報などを除き、市ホームページ及び上記閲覧場所でお知らせする予定です。個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

お問い合わせ

健康福祉部 こども支援課

電話:022-724-7118

E-Mail:kodomoshien@city.natori.miyagi.jp